

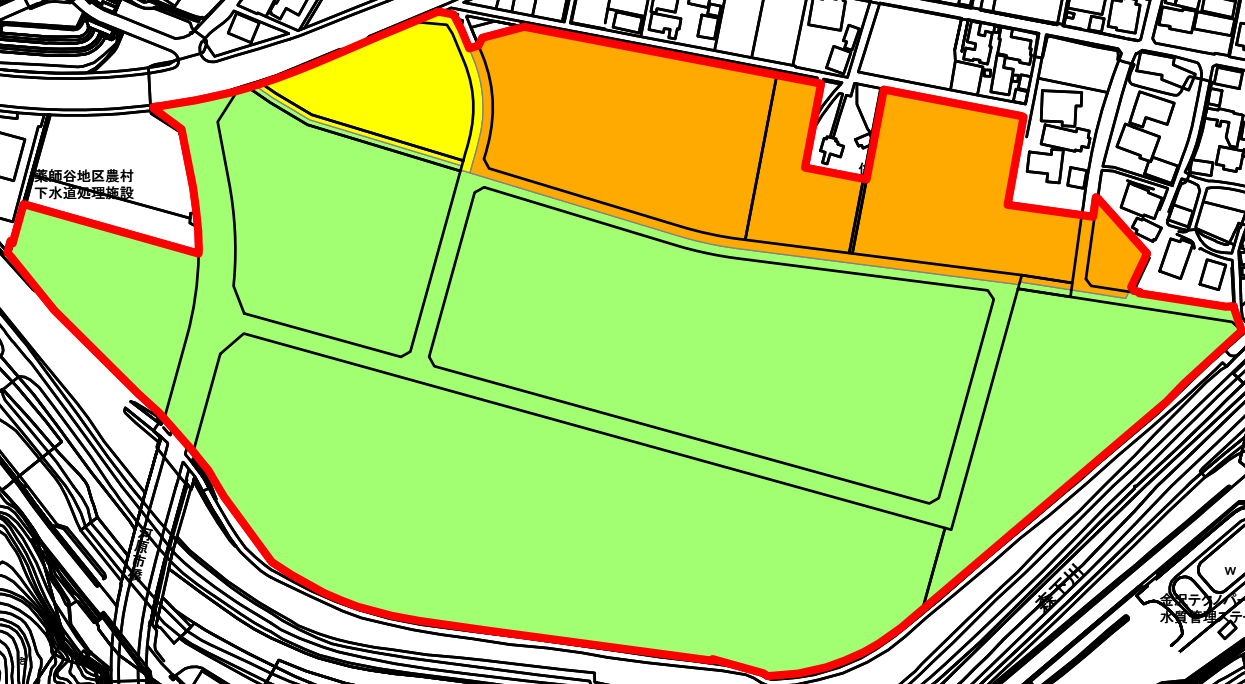
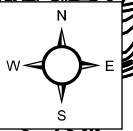
地区計画ガイド 金沢森本インター工業団地地区

名 称		金沢森本インター工業団地地区 地区計画			
位 置		金沢市河原市町の一部			
面 積		約 11.0 ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		本地区は、金沢市中心部から北東約 5.5km に位置し、北陸自動車道金沢森本 I C 及び金沢外環状道路山側幹線が西側に近接する交通利便性に優れた地区で、北側には住宅地が広がり、南側には金沢テクノパークが隣接している。 本地区計画では、工業系市街地として適正な土地利用を図ることにより、周辺環境と調和した活力と潤いのある工業団地の形成を目標とする。		
	土地利用の方針		本地区の南側に隣接する金沢テクノパークと一体化した製造・物流施設の集積を主体とし、住居系建築物を制限するとともに、一部自家販売のための小規模な店舗等を併設する施設も立地した工業団地の形成及び北側に広がる住宅地への環境等に配慮した土地利用を図る。		
	建築物等の整備方針		地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺環境との調和が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又は柵の構造の制限を行い、快適で潤いのある工業団地が形成されるよう誘導する。		
地区整備計画	地区の細区分	名 称	工業地区 A	工業地区 B	工業地区 C
		面 積	約 2.1 ha	約 0.4 ha	約 8.5 ha
	建築物等の用途の制限		地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる建築物を建築してはならない。 ○住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 ○建築基準法別表第 2（に）項第 3 号に掲げる運動施設 ○カラオケボックスその他これに類するもの ○射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ○図書館、博物館その他これらに類するもの ○公衆浴場 ○診療所 ○神社、寺院、教会その他これらに類するもの ○老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの ○老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ○自動車教習所 ○畜舎 ○店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの ただし、自家販売のための店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、床面積の合計が 1,000 m² 以内のものを除く。 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる営業の用に供する建築物		
			○建築基準法別表第 2（ぬ）項第 1 号に掲げる事業を営む工場及び同項第 2 号に掲げるもの		—
			1,000 m² ただし、公園を除く。		
			建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面等」という。）から道路境界線又は隣地、公園、河川、水路、管理用通路、調整池若しくは農道（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。		
	壁 面 の位置の制限		(1) 道路境界線については 2 m (2) 計画地区外に接する道路境界線又は隣地等の境界線については 5 m (3) (2) 以外の隣地等の境界線については 1 m	(1) 道路境界線については 2 m (2) 隣地等の境界線については 1 m	

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の細区分	工業地区 A	工業地区 B	工業地区 C	
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	広告物は自己の用に供するもので、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、都市景観形成上支障のないもので次に該当するものとする。 (1) 建築物等の屋上及び屋根面に設置しない。 (2) 広告物は、表示面を含め壁面後退部分に設置しない。 ただし、地盤面からの最低高を 3 m 以上確保し、かつ、壁面後退部分への突出幅が 1 m 以内のものを除く。			
		垣又は柵の構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合は除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが 1.8m 以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが 0.6m 以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが 1.8m 以下のものに限る。）			
	理由	土地区画整理事業により基盤整備がなされた本地区において、近隣の住宅地に配慮し、周辺環境と調和した工業団地の形成を目標に、工業地区としての適正な土地利用を誘導していくため、地区計画を決定する。				

●金沢森本インター工業団地地区 地区計画は、平成 25 年 7 月 1 日に都市計画決定し、平成 28 年 6 月 23 日に一部変更しました。

金沢森本インター工業団地地区 地区計画



凡例

-  地区計画区域
-  工業地区A
-  工業地区B
-  工業地区C